

子育て世帯への 臨時特別給付金 支援給付のお知らせ

すでに実施している子育て世帯への臨時特別給付金について、基準日（令和3年9月30日）より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者になっているのにもかかわらず給付金等を受け取れなかった方に対し、給付金を支給します。

●支給対象者

①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者となった者

②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している者

※いずれも支給対象者の所得が児童手当の特例給付相当となっている方は対象外です（表参照）。

●児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

●対象児童

①令和4年3月分の児童手当（本則給付）支給対象児童

②令和4年2月28日時点において支給対象者に養育される高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）

●支給額

児童1人につき10万円

※ただし、すでに子育て世帯への臨時特別給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合および対象児童のために金銭等を使用していた場合は、その額を控除します。

●申請について

支給を受けるためには、申請が必要となります。支給対象者①に該当する方、および②に該当する方の中で市において対象者と確認できる方については、案内等を送付します。

また、令和4年2月28日時点で離婚協議中かつ配偶者と別居（実態及び住民票上）している場合、その事実を確認できる書類（離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し等）がある場合は、給付金の対象となる可能性があります。

右記に該当する場合については、

担当課までご連絡ください。

なお、給付金の支給については、申請後一か月程度での振込を予定しています。支給の際は、支払い案内書を送付します。

●申請期限

令和4年3月31日(木)

●申請受付窓口

市役所子ども・子育て支援課

●その他

申請内容等に偽りがあつた場合には、給付金を返還していただきますのでご注意ください。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係「内線162～165」

子育て世帯への臨時特別給付金

申請期限のお知らせ

申請期限 **令和4年3月31日(木)**

●申請が必要な方

- (1)中学生以下の弟妹がいない高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童）を養育している者
 - (2)児童手当（本則給付）を受給している公務員
 - (3)令和4年3月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育している者
- ※(1)および(2)の方については、令和3年9月30日時点で住民登録をしていた市町村が申請先となります。

申請に必要なもの等詳細については、市公式ホームページでご確認ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/11767.html>

問 市役所子ども・子育て支援課
子育て支援係 [内線162～165]



大学生等扶養世帯に対する臨時特別給付金

申請期限のお知らせ

申請期限 **令和4年3月31日(木)**

北斗市では、19歳～22歳の方を扶養している市内の世帯に10万円を給付しています。詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/11925.html>

問 市役所社会福祉課統括係・
社会福祉係 [内線177～179]

